

＜ 京都銀行の普通預金規定の新旧対照表 ＞

改定前	改定後
<p>12. 解約等</p> <p>< 新設 ></p> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前2項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>12. 解約等</p> <p>(4) この預金口座は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p><u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第2条2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)</u></p> <p>B <u>暴対法第2条6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下「暴力団員等」という)</u></p> <p>C <u>暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体(以下「暴力団関係組織」という)</u></p> <p>D <u>暴力団、暴力団員等及び暴力団関係組織並びに暴力団関係組織の構成員(以下「暴力団等」という)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、もしくは便宜を供与するなど、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することを行う)を行う者</u></p> <p>E <u>その他、総会屋、社会運動標榜ゴロ等、前各号に準ずる者</u></p> <p><u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>A <u>暴対法第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為</u></p> <p>B <u>暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為</u></p> <p>C <u>第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為</u></p> <p>D <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 前3項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

(平成22年10月1日)